平成２４年（ワ）第３６７１号　大飯原子力発電所差止等請求事件
平成２５年（ワ）第３９４６号　大飯原子力発電所差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　外１９６２名
被　告　　国　　外１名

証　拠　説　明　書

（第３準備書面関係追加）

２０１４年（平成２６年）４月２３日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＡ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　出　口　治　男

同　　渡　辺　輝　人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

甲号証	証拠の標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
60	調査報告 チェルノブイリ被害の全貌	原本	平成２５年４月２６日	（監訳者）星川淳（訳者）チェルノブイリ被害実態レポート翻訳チーム	チェルノブイリ原子力発電所爆発事故により、ベラルーシ・ウクライナ・ロシアを中心にして、広範な地域にわたり、病気への罹患率の増加、がん発生率の上昇等、放射線被ばくを原因とする深刻な健康被害が発生している事実。

以 上